

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047
☎保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050



令和3年3月から(予定) 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に!

令和3年10月から(予定) マイナポータルで医療機関情報、薬剤情報、特定検診情報の閲覧が可能に!

メリットはたくさん!

- ◆**メリット①健康保険証としてずっと使える**
就職や転職、引越しても保険証の切り替えを待たずにマイナンバーカードで受診できます。
- ◆**メリット②窓口への書類の持参が不要に!**
オンラインによる医療保険資格の確認で、高齢受給者証や限度額認定証の持参が不要になります。
- ◆**メリット③健康管理や医療費控除にも便利**
令和3年秋には、マイナポータルで自分の特定検診や薬剤情報、医療費情報が確認でき、確定申告で手続きができるように予定されています。



利用には事前に登録が必要です

- ◆**利用申込み方法**
【必要なもの】申込者本人のマイナンバーカード・あらかじめ設定した暗証番号(数字4桁)、マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンまたはパソコンとICカードリーダー、マイナポータルAPのインストール
- ◆**申込みの流れ**
①ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
②「健康保険証利用の申込」の「利用を申込み」をクリックする。
③利用規約等を確認して、同意する。
④数字4桁の暗証番号を入力してマイナンバーカードを読み取る。
以上で、申込みは完了です。

対応のスマートフォン、パソコンをお持ちでない方は

市役所本庁舎1階の保険年金課でもお手続き可能です。

健康保険証利用申込みのお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4 → 2」の順にお進みください。

一部のIP電話などで左記ダイヤルにつながらない場合は ☎050-3818-1250へ(有料)

コンビニで住民票を取得できます!

☎市民課住民係 ☎042-497-2037



【コンビニ交付とは?】

マイナンバーカードを利用して、清瀬市が発行する証明書を全国のコンビニエンスストアなどに設置されている、キオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスです。
市役所での交付は、平日午前8

時30分から午後5時までの間に、コンビニでは午前6時30分から午後11時まで住民票などの証明書が取得できます。住民票1通のために平日の時間を割いていただくことなく、空いた時間に近場のコンビニで取得できるこのサービスを利用してみませんか?

【利用できるコンビニエンスストアなど】

全国のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなどキオスク端末(マルチコピー機)を設置している店舗(詳細は証明書コンビニ交付ホームページ <http://www.lg-waps.go.jp/> をご覧ください)

【利用時間帯】

午前6時30分から午後11時まで。土・日曜日、祝日も利用可能です(12月29日～翌年1月3日及びシステムメンテナンス時を除く)。

【利用できる方】

利用者証明用電子証明書が搭載

されたマイナンバーカードをお持ちの方で、15歳以上の方

【利用できない方】

15歳未満の方、成年被後見人の方

【利用方法】

コンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)でマイナンバーカードを使用して取得します。取得の際、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)が必要です。

【コンビニ交付で取得できる証明書と手数料】

証明書	手数料(1通あたり)	詳細
住民票の写し(全部・一部)(※1)	300円	・本人および同一世帯員の方のみ取得できます。 ・除住民票、改製原住民票は取得できません。 ・個人番号を記載することができます。
印鑑登録証明書(※1)	300円	・印鑑登録をされている本人の方のみ取得できます。
市民税・都民税課税(非課税)証明書(※1)	300円	・対象年度の賦課期日(1月1日)に清瀬市に住民登録があり、申告された方のみ取得できます。 ・現年度分、前年度分、前々年度分を取得できます。(毎年6月ごろに最新年度のものが更新されます)
戸籍証明書(全部・個人)(※2)	450円	・本人および同一戸籍に記載のある方のみ取得できます。(除籍、改製原戸籍を除く。) ※3
戸籍の附票の写し(全部・一部)(※2)	300円	・本人および同一戸籍に記載のある方のみ取得できます。(除籍、改製原戸籍を除く。) ※3

※1:住民票、印鑑登録証明書、税証明書は清瀬市に住民登録のある方に限ります。死亡者や転出者の証明書は発行できません。
※2:戸籍証明書および戸籍の附票の写しは清瀬市に本籍のある方に限ります。他の自治体に本籍地のある方がコンビニ交付を利用される場合、該当の自治体にお問い合わせください。
※3:戸籍の届出をされた方については、反映に時間がかかるため、すぐに取得できない場合があります。

マイナンバーカードをお持ちでない方は

マイナンバーカードは、郵送・スマートフォン・パソコン・まちなかの証明用写真機より申請することができます。申請には個人番号カード交付申請書をご用意ください。交付申請書は市内3箇所(市役所市民課・松山出張所・野塩出張所)で取得することができます。
交付申請をしてから、カードを交付するまで1か月程度かかります。

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

次のような方からの相談を受け付けています。

▶発熱などの症状がある方

かかりつけ医のいない場合や相談先に迷っている場合などの相談に対応します。かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。☎東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592(24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日) ☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111(平日午前9時～午後5時)

▶接触確認アプリ「COCOA」の接触通知を受けた方

濃厚接触の可能性があった旨の通知を受けた方からの相談に対応します。電話番号は通知を受けた方へアプリ内でお知らせします。

※医療機関に電話でご相談の結果、受診の必要がある場合には、医療機関の指示に従って受診してください。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口】

▶感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など

☎東京都新型コロナコールセンター ☎0570-550571(午前9時～午後10時。土・日曜日、祝日含む) ※ナビダイヤルです。通話料は最初のガイダンスでご確認ください。

【聴覚障害のある方などからの相談】 ☎03-5388-1396

今月の納期

◆固定資産税・都市計画税(第4期) ◆国民健康保険税(第8期) ◆後期高齢者医療保険料(第8期) ◆介護保険料(第8期) 3月1日(月)までに納めてください。